

告 示

埼玉県告示第千五十九号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

令和四年十月一日から令和五年三月十七日まで